

3 放課後児童クラブガイドライン

1 総則的事項

(1) 事業目的

- 放課後児童クラブは、①「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子ども」を対象として、②その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、③「遊び」及び「生活」を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業の機能・役割

- 放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の 6 点に整理される。
 - ▷ 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定
 - ▷ 遊びの活動への意欲と態度の形成
 - ▷ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
 - ▷ 子どもの遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
 - ▷ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 - ▷ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動
- 特に、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること、子どもの発達の特徴をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが求められる。

2 事業の枠組み

(1) 対象児童

- 対象児童については、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね 10 歳未満の子どもを主たる対象とする。
- 子どもの安全の確保や発達状況等を考慮して、必要に応じて 10 歳を超える子どもについても本事業の対象とすることが望ましい。

(2) 対象児童の規模

- 施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模で運営することが必要である。
- 放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね 40 人程度までとすることが望ましい。
- 子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、大規模なクラブについては規模の適正化(分割等)を早急に行うことが必要である。

(3) 開所日、開所時間

- 開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定することが必要である。
- 土曜日、長期休業期間、学校休業日など一日開所の日については、保護者の就労実態等をふまえて開所することが必要である。
- 新 1 年生については、保育所との連続を考慮し、4 月 1 日より受け入れを可能にする必要がある。

(4) 利用の開始に関わる留意事項

- 放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。
- 利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについて説明することが求められる。

3 適切な整備と運営に向けて

(1) 整備の考え方

- 放課後児童クラブについては、各市区町村が責任を持ってその基盤整備を図ることが必要である。
- 待機児童がいる市区町村においては、新たに放課後児童クラブを整備する等により待機児童の解消に努めることが必要である。
- 市区町村及び都道府県は、放課後児童クラブの円滑な運営に向けて運営指針の策定や研修の実施に努めることが望ましい。
- 市区町村は、各放課後児童クラブの運営状況を定期的かつ随時に確認し、必要な指導・助言を行うことが求められる。

(2) 運営主体について

- 放課後児童クラブの運営は、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが望ましい。

4 施設・設備

(1) 施設

- 子どもが家庭に替わる「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもが安定して日々の生活を送ることができる施設とすることが必要である。室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 放課後児童クラブの対象児童に専用の部屋が確保される必要がある。子どもが生活するスペースについては児童 1 人あたりおおむね 1.65 ㎡以上の面積を確保することが望ましい。
- 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。
- 室内においても遊ぶことができる空間を確保すると共に、屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の公園等を有効に活用したりすることが求められる。

(2) 設備・備品

- 設備・備品として、「生活」の場として安全・衛生が確保された、手洗い場、台所設備、冷蔵庫、トイレ、シャワー、更衣できるスペース、倉庫等収納スペース、冷暖房器具、生活に必要なロッカー(かばん置き場)、電話(ファクシミリ)等のほか、「遊び」を豊かにするための遊具、図書等が設けられることが求められる。
- 事業に関わる事務を行うための事務スペース及び設備・備品を整備することも求められる。

5 職員体制・人材育成

(1) 職員体制

- 放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数の放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、子どもと安定的に継続的な関わりを持てるように配置されることが求められる。
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。
- 放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- 地域のボランティアについても、状況に応じて積極的に協力を求めることが望まれる。

(2) 放課後児童指導員の役割

- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下のようになる。
 - ▷ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
 - ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
 - ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的な生活習慣を習得することを援助する
 - ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
 - ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
 - ▷ 保護者との伝え合いを通じて、保護者が働く家庭の生活を支える
 - ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める

(3)放課後児童指導員の職場倫理

- 放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。
- 放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。
 - ▷ 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること
 - ▷ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
 - ▷ 保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
 - ▷ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
 - ▷ 放課後児童指導員の資質の向上と協力に関すること
 - ▷ 事業の公共性の維持に関すること
- これら放課後児童指導員に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、普及することが求められる。

(4)研修

- 事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、放課後児童指導員の資質向上を図るよう努めなければならない。
- 放課後児童指導員は資質の向上のため積極的に研鑽に努めることが必要である。
- 市区町村及び都道府県については、区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。

6 活動内容

(1)活動内容

- 活動内容は、1－(2)に挙げる事業の機能・役割に沿ったものであり、具体的には次のような活動を実施することが望ましい。
 - ▷ 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
 - ▷ 基本的な生活習慣の確立に向けた指導
 - ▷ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
 - ▷ 保護者への連絡、支援、連携
 - ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる活動以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような活動が必要とされる。
 - ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
 - ▷ 学校との連絡・調整
 - ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - ▷ 研修
 - ▷ 行事や活動の企画と記録
 - ▷ 事務(記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等)
 - ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

(2)活動を進める上での留意点

- 活動を進める上では、子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して行うことが必要である。
- 活動には、放課後児童クラブの子どもが主体的に関わるほか、必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら関わりができるような体制を検討することが望ましい。
- 予定する活動の内容やその趣旨及びねらいなどについて、あらかじめ保護者や学校、地域に便り等を通じて連絡し、理解・協力を得る取り組みも求められる。

7 障害児の受け入れについて

(1)障害児の受け入れの考え方

- 障害児については、希望がある場合は可能な限り受け入れに努めることが必要である。
- 放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受け入れが困難な場合が考えられるため、障害に配慮した指導が行えるように受け入れの判断を行うことが必要である。
- 受け入れの判断について、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めることが求められる。

- 受け入れの判断は、書類確認、面接、観察などのほか、関係者が合議するなどして行うことが求められる。

(2)障害児の受け入れ体制の整備

- 障害児の特性をふまえた指導の向上のために、学校や地域の障害児関係の専門機関(デイケア施設も含む)、専門家等との相談体制を構築し、障害児受け入れのための職員研修や学習会の実施による指導の向上に努めることが求められる。
- 障害児やその他配慮を要する子どもを受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の援助が必要な場合は放課後児童指導員を加配することが必要である。
- 障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。

8 保護者への支援・連携

(1)保護者への連絡・支援

- 子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとることが必要である。
- 特に異変がない場合であっても、定期的に子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが望まれる。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他保護者の迎えの際の直接の連絡、便り、保護者会、個人面談など様々な方法を有効に活用することが望まれる。
- 保護者の子育てにあたっての悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市区町村の担当所管部署や専門機関と連携することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブを退室する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、必要に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。

(2)保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に積極的に伝えて理解を促すと共に、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが必要である。
- 父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。
- 父母の会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して互いへの理解を深め、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うことも望まれる。

9 学校・地域との連携

(1)学校との連携

- 子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。
- 子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。
- 学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、スクールカウンセラーなどについても、必要に応じて連携を図ることが求められる。
- 学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。
- 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させてもらえるように施設面の連携を図ることも求められる。

(2)保育所・幼稚園等との連携

- 子どもの発達の連続性を保障するため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めると共に、合同研修や行事などを通じた交流の推進によって指導内容の連続性が確保されるように努めることが求められる。